

水道料金の基本料金を 4 か月分免除します

本庄市では、令和 7 年 4 月から水道料金を改定させていただきますが、物価高騰による経済的負担を軽減するため、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、基本料金を 4 か月分免除します。なお、超過料金及び下水道使用料等は対象外です。

○内容

水道料金の基本料金を 4 か月分免除します。

（例）メーター口径 13 ミリの場合、4 か月で 4,356 円（税込）を免除します。

※市内の一部には、伊勢崎市や上里町より水道の供給を受けている方もいるため、その方たちには、基本料金分の補助を行います。

○実施期間

- ・奇数月検針地区：令和 7 年 9 月、11 月検針分
- ・偶数月検針地区：令和 7 年 10 月、12 月検針分
- ・毎月検針の方：令和 7 年 9 月から 12 月検針分

○対象者

水道事業会計分（本庄市から給水） 約 38,000件

一般会計分（市外から給水） 約 80件

○予算

総額：2 億 1,880 万 5 千円

内訳：水道事業会計分 2 億 1,847 万 8 千円

一般会計分 32 万 7 千円

○その他

- ・本庄市より給水を受けている方は、手続不要です。
- ・市外より給水を受けている方は、別途手続をご案内します。
- ・官公署及び群馬県伊勢崎市境島村地区の方は免除の対象外です。

○添付資料 水道料金改定及び基本料金の免除について 1 部

問合せ先

○本件記事に関すること

（本庄市から給水）上下水道部 水道課 担当：大島

電話：0495（22）2151

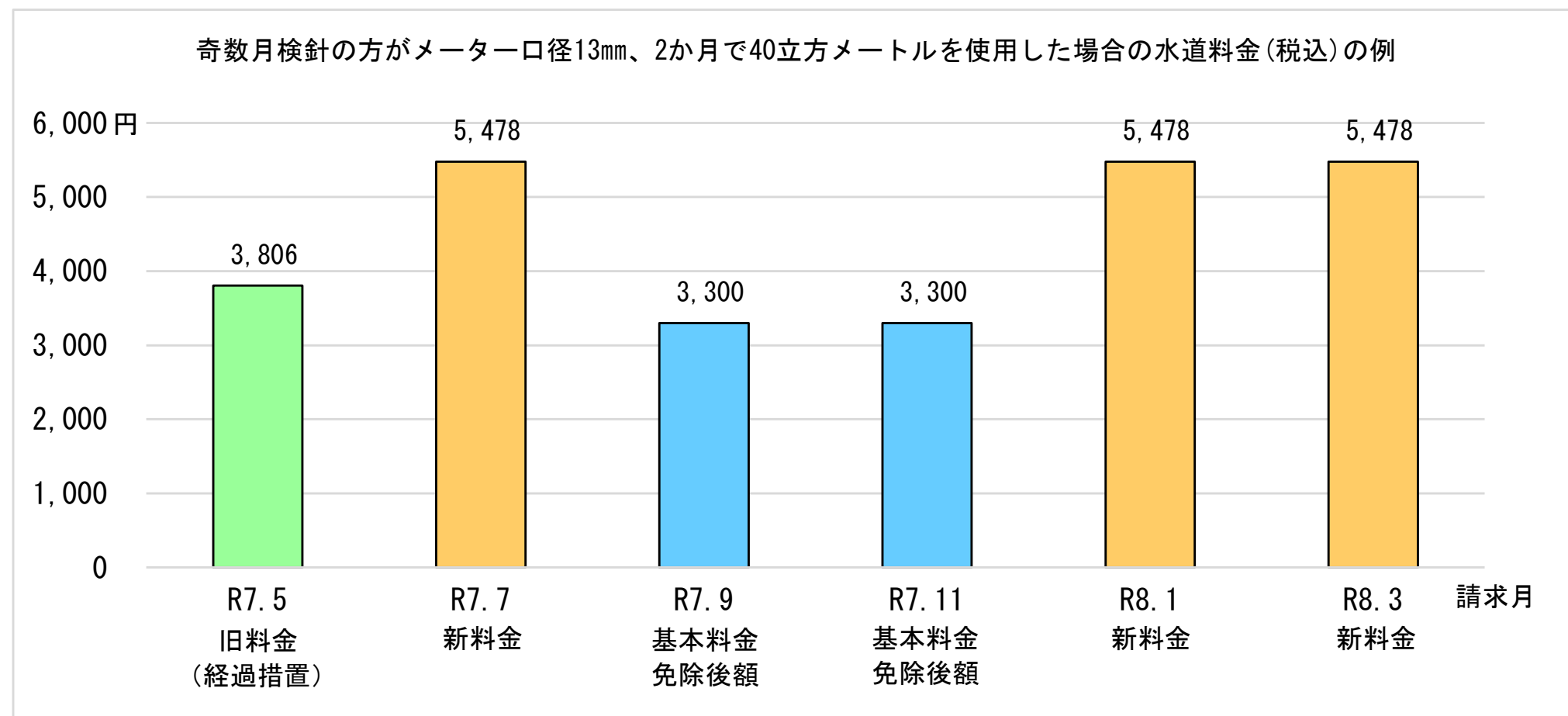
（市外から給水）企画財政部 企画課 担当：小林

電話：0495（25）1157

○広報全般に関すること 企画財政部 広報課 担当：飯塚

電話：0495（25）1155

水道料金改定及び基本料金の免除について



令和7年4月1日以前から継続して使用している場合は、料金改定後の1回目の検針分は旧料金を適用し、2回目以降の検針分から新料金を適用します。令和7年9月分から4か月分の基本料金を免除します。

免除する基本料金の額（令和7年9月、11月分）

基本料金990円/月×4か月×1.1=4,356円（税込）